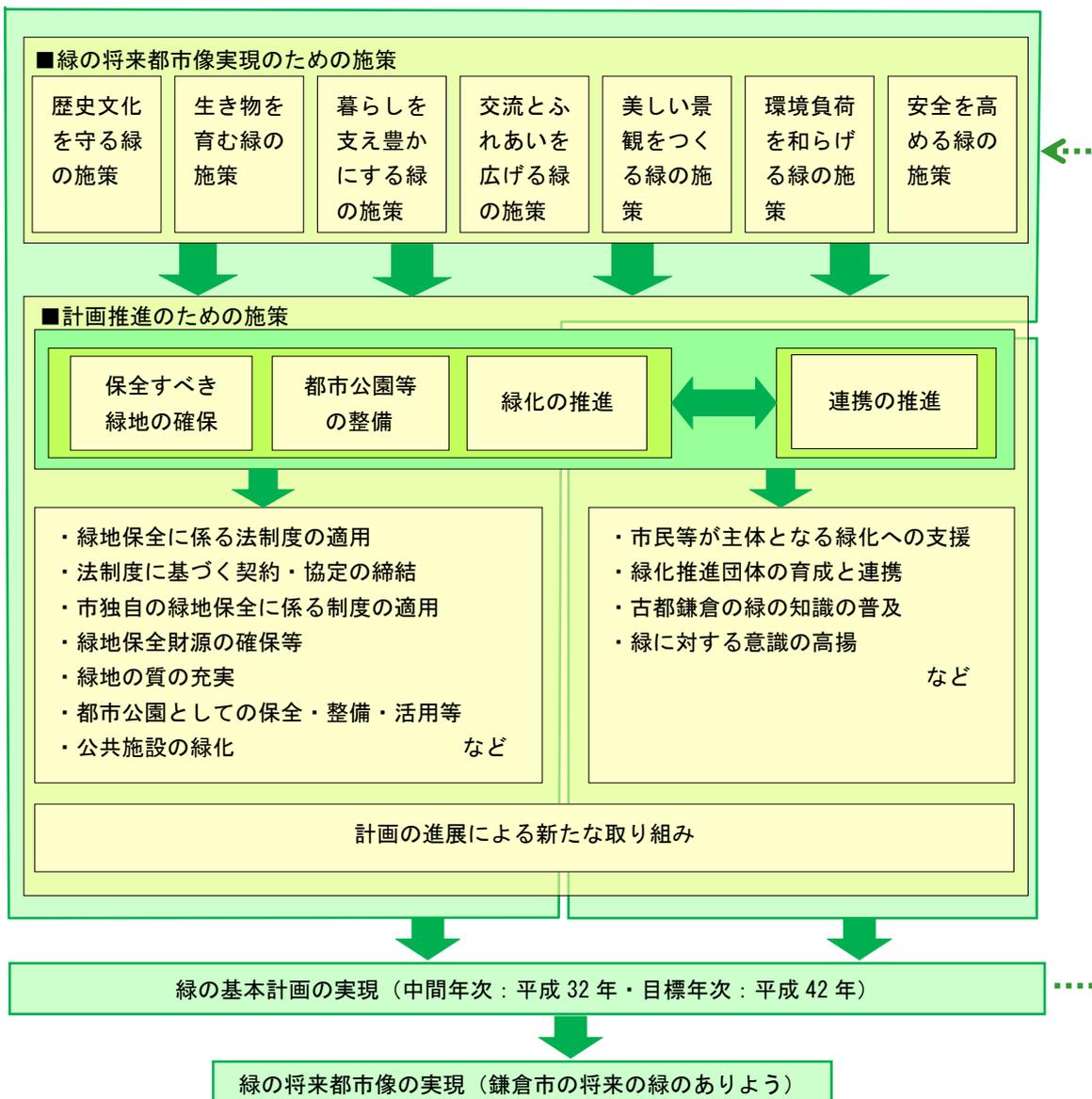


3 緑の将来都市像実現のための施策

■ 施策の体系

- 緑の将来都市像実現に向けて、7つの緑の機能に対応した取り組みを展開します。
- 計画推進のための施策は、「保全すべき緑地の確保」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「連携の推進」を柱としています
- この施策の柱に沿って、「緑地保全に係る法制度の適用」「緑地の質の充実」「都市公園としての保全・整備・活用等」「公共施設の緑化」等の制度・事業を展開していきます。
- 連携の推進として、主として「緑化推進団体等の育成と連携」「市民等が主体となる緑化への支援」「緑の知識の普及」「緑に対する意識の高揚」に係る事業を展開します。

■ 施策の体系



3-1 歴史文化を守る緑の施策

(1) 施策の目的と方向性

【目的】

- わが国を代表する古都の歴史的風土、貴重な歴史的遺産と融合する緑の一体的な保全・活用を図り、次代に継承します。

【緑の配置の方針】

○歴史的風土保存区域の緑の保全

- ・朝比奈地区、八幡宮地区、大町・材木座地区、長谷・極楽寺地区、山ノ内地区の歴史的風土保存区域において、古都の歴史的風土の枢要部を構成するなど重要な史跡等と一体性を持つ緑を保全します。

○その他の重要な歴史文化資源と結びついた緑の保全

- ・城跡・遺跡・社寺などの重要な歴史文化資源を結び、緑のネットワークを形成する今泉から岩瀬にかけての緑、山ノ内から山崎にかけての緑、極楽寺から鎌倉山・腰越にかけての緑、鎌倉山から天神山にかけての緑、玉縄城跡一帯を含む玉縄地域の岡本から相模陣にかけての緑の保全を図ります。

○鎌倉の歴史文化とふれあう緑の保全・活用

- ・国指定史跡である永福寺跡・北条氏常盤亭跡、歴史的風土の重要性を世界に訴えた御谷などを鎌倉市の歴史を学び、ふれあい、楽しむことができる緑として保全・活用します。
- ・旧華頂宮邸、旧前田侯爵邸(現在の鎌倉文学館)、扇湖山荘などを明治期以降の鎌倉市の歴史文化を学び、ふれあい、楽しむことができる緑として保全・活用します。
- ・広域的な視点に基づき、鎌倉街道沿いなどに残る緑、歩行空間を保全・活用し、緑のネットワークの形成を図ります。
- ・社寺林などの伝統的な祭りの背景となる緑地景観を保全するとともに、歴史文化とふれあう緑の空間として活用されている、社寺境内地の緑の更なる保全を図ります。

【取り組みの方向性】

- 保全すべき緑地の確保のための施策を主として、都市公園等の整備の施策や連携の推進の施策を展開しながら、歴史文化を守る緑の永続的な保全と緑地資源の有効活用につなげます。
- 歴史文化を守る緑の永続的な保全により、世界遺産登録に向けた取り組みにつなげます。

(2) 施策展開の方針

【保全すべき緑地の確保の施策】

○緑地の永続性の確保

- ・緑地保全に係る法制度の適用などにより、歴史・文化と一体となった、保全すべき緑地の永続性を向上させます。

○樹林地の適正な整備と管理

- ・国指定史跡の保存管理計画に沿って、史跡内の緑を植生に応じて適正に管理し、歴史的遺産と一体となった環境を維持します。
- ・歴史的風土保存計画に基づく、必要とする施設の整備等について、古都保存法の趣旨に沿って、神奈川県との連携により、歴史的風土保存区域内の樹林地の適正な整備・管理を図ります。
- ・その他の緑についても、植生に応じた適正な整備と管理を行い、歴史文化を守る緑としての環境を維持します。

○緑の景観資源の維持

- ・鎌倉街道沿いなどに残る緑を適正に保全・管理し、緑の景観資源として維持します。
- ・かまくら景観百選に選定されている文化資源と一体をなした緑を適正に保全・管理し、趣のある景観を維持します。

【都市公園等の整備の施策】

○歴史文化とふれあう都市公園の整備

- ・旧華頂宮邸・扇湖山荘、永福寺跡・北条氏常盤亭跡、御谷等の緑を将来的に鎌倉市の歴史を学び、ふれあい、楽しむことができる都市公園として整備します。

- ・歴史文化とふれあう緑の空間として活用されている、社寺境内地の緑の保全につながる取り組みを推進します。

【連携の推進の施策】

○広域的な連携

- ・市域を越えて、緑地保全に係る法制度の適用等を受けている緑地等を、その歴史・文化性を踏まえて適切な連携による保全に取り組みます。

○国・県との連携

- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、全国的にも重要な歴史文化を守る緑であるという広域的な視点に基づき、古都保存法等の趣旨にも沿って、国・県と連携して適正な役割分担により緑地の質の充実に取り組みます。

○市民等との連携

- ・緑地の質の充実に係る取り組みをはじめ、沿道の風景づくり、「かまくら景観百選」に選定されている緑の資源等の維持を市民等多様な主体との連携によって推進します。

(3) 事業展開の方針

- 保全すべき緑地の確保では、歴史的風土特別保存地区の指定など、緑地保全に係る法制度の適用を中心に、本市独自の制度(条例等)である、保存樹林・緑地保全契約など、土地所有者の支援につながる制度を補完的に活用しながら緑地の永続性確保を図るとともに、必要に応じた土地の買い入れ、緑地の適正な整備・管理などの事業を展開します。
- 都市公園等の整備では、歴史文化とのふれあいの場の充実に向けて、歴史公園、景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園、都市緑地などの整備を進めるとともに、歴史文化とふれあう緑の空間として活用されている社寺境内地の更なる活用につながる事業を検討します。
- 連携の推進の施策では、財団法人鎌倉風致保存会との連携を充実させるなどのトラスト運動との連携をはじめ、国・県・市民等との連携による事業を推進します。

3-2 生き物を育む緑の施策

(1) 施策の目的と方向性

【目的】

- 流域を単位とする自然環境の連続性を向上させるとともに、流域毎の「種の地域性」も意識したビオトープ・ネットワークを形成します。

【緑の配置の方針】

○流域生態系の保全・再生

- ・源流域を構成する丘陵尾根部、及び斜面の樹林地の一体的な保全を図ります。
- ・広町・台峯・手広・散在ガ池などでまとまりのある緑が残る、小流域の谷戸の自然環境の保全を図ります。
- ・宅地化が進んだ小流域の谷戸地では、残された斜面の樹林地や屋敷林・湧水地・河川等の緑の保全を図るとともに、生態系の回復につながる建物敷地内の緑化を誘導します。
- ・流域生態系を育む緑として、河川沿いの緑の保全・再生を図ります。
- ・市街地の広がる地域では、飛び石状に分布する樹林地や、良好な屋敷林・社寺林の保全、豊かな緑を持つ低層住宅地の環境の維持、生物多様性保全に配慮した住宅地や工場敷地の緑化、学校・公園等でのビオトープの創造、農地の保全などにより、流域でのビオトープ・ネットワークを形成します。

○動植物種の生息生育環境の保全

- ・材木座・大町・十二所・二階堂・扇ガ谷・雪ノ下・山崎・長谷など一定規模の緑が分布する地域では、自然林や多様な植物の生育地の自然環境の保全を図ります。
- ・小動岬・坂ノ下・七里ガ浜・稲村ガ崎に分布する海岸断崖植生地の維持・保全を図ります。
- ・十二所・山崎・今泉などの危急種・希少種を含む多様な動物の生息地では、その良好な自然環境の保全を図ります。

【取り組みの方向性】

- 保全すべき緑地の確保の施策を主体として、都市公園等の整備の施策、緑化推進の施策、連携推進の施策を効果的に組み合わせ、鎌倉市の特性を活かした流域生態系の保全・回復と生物多様性の保全につなげます。

(2) 施策展開の方針

【保全すべき緑地の確保の施策】

- 緑地の永続性の確保
 - ・緑地保全に係る法制度の適用などにより、流域の生態系を育む重要な緑地の永続性を高めます。
 - ・良好な維持管理が自然環境の保全に寄与する市有緑地のうち、都市緑地等の都市公園としての整備・活用が地形等により困難な緑地は、特別緑地保全地区などの地域制緑地制度の活用も検討します。
- 生物の生息生育環境の保全
 - ・樹林地の大部分を占める二次林については、萌芽更新や間伐を行いながら階層構造を持つ樹林に移行させる等、自然の多様性を維持・向上させます。
 - ・二次林では、広葉樹との混交林化も視野に入れて、的確な保全管理により、緑の質を充実させます。
 - ・確保した緑地等において、緑地管理指針を作成するなどにより、生物の生息生育環境保全の視点から、質の充実を図ります。
 - ・河川や谷戸の水路・流路・湿地などでは、在来水生生物の生息生育に配慮した護岸整備、周辺地域の緑化などを行って、ガイド種を含む多様な生物の生息生育環境を整えます。
 - ・海岸線では、海に注ぐ河川の水質を維持・向上するとともに、生物の生息生育環境保全に必要な砂浜及び潮間帯の生物の調査を行うなど、多様な取り組みを推進します。

【都市公園等の整備の施策】

- 都市公園等の整備による良好な自然環境の保全
 - ・良好な自然環境を有する谷戸・水辺地・海岸線などの緑地を都市公園として確保し、自然とのふれあいの場として活用しつつ、その良好な環境の保全を図ります。
 - ・良好な維持管理が自然環境の維持に寄与する市有緑地については、都市緑地等の都市公園としての整備を検討します。

【緑化の推進の施策】

- ビオトープ・ネットワークの形成につながる緑の創出
 - ・河川・道路・公園・公共建物などの公共施設や民有地の緑化において、生物の生息生育環境に適した緑の創出を推進・誘導し、市街地におけるビオトープ・ネットワークの形成につなげます。

【連携の推進の施策】

- 広域的な連携
 - ・緑地の保全・管理に係る広域的対応の取り組みとして、市域を越えて、緑地保全に係る法制度の適用を受けるなどしている緑の適正な連携による保全を図り、生き物を育む緑のネットワークの拡大につなげます。
- 国・県との連携
 - ・国・県との適正な連携により、鎌倉市の都市環境を支え、広域的な生物多様性の保全にも寄与する緑の質の充実に取り組みます。
- 市民等との連携
 - ・市民等の多様な主体と連携して、流域生態系の自然環境などの調査・把握に努め、生物多様性の視点を踏まえた緑地管理指針の作成等、緑地の質の充実に向けた取り組みを推進します。
 - ・市民の生活空間での質の高い緑化活動などとも連携して、種の地域性に配慮した、多様な自然環境における生物の生息生育環境の向上を推進します。

(3) 事業展開の方針

- 保全すべき緑地の確保では、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の指定などの緑地保全に係る法制度の適用を中心に、本市独自の制度(条例等)である、保存樹林制度、緑地保全契約制度などの緑地保全制度も補完的に活用し、緑地の永続性を向上させるとともに、必要に応じた土地の買入れ、緑地の適正な整備・管理などの事業を展開します。
- 都市公園等の整備の施策では、ビオトープ・ネットワークの形成につながる、関谷公園・鎌倉海浜公園・夫婦池公園・散在ガ池森林公園・鎌倉中央公園・浄明寺緑地、鎌倉広町緑地などの整備事業を展開します。
- 緑化の推進の施策では、ビオトープ・ネットワークの形成につながる、公共施設の緑化事業や、風致地区制度の適切な運用等により、民有地の緑化を誘導します。
- 連携の推進の施策では、広域的に重要な緑の保全に係る近隣市等との適切な連携、及び市民等との連携による流域生態系調査や生物の生息生育環境の向上などを展開します。

3-3 暮らしを支え豊かにする緑の施策

(1) 施策の目的と方向性

【目的】

- 身近な自然とふれあう緑、歩行や交流を楽しむ緑などの暮らしを支え豊かにする緑の環境を整え、日常生活空間における緑のネットワークを形成します。

【緑の配置の方針】

- 低層住宅地の緑の保全・創出
 - ・邸宅地の持つまち並みの緑と、水系に沿った流域の緑の連続性を確保します。
 - ・市民が主体となるまちづくりの計画などと連携し、市街地の背景となる身近な緑の保全を図ります。
 - ・緑の少ない住宅地の緑化を誘導し、市街地の緑の連続性を高めます。
 - ・季節の草花を楽しむなど、快適に歩ける歩行空間を市民等とともに創出します。
- 谷戸の住宅地の緑の保全・再生
 - ・暮らしと共存する斜面樹林地、谷戸の環境・風景をつくる都市公園、住宅地の緑、社寺境内地の緑、農地、ため池などの多様な緑の保全を図り、まとまりのある谷戸の自然的環境の保全を図ります。
 - ・湧水地・水路などの保全・再生を図り、源流域の水の流れを確保します。
- 比較的大規模に開発された丘陵住宅地の緑の保全・創出
 - ・都市公園などを利用して身近な自然とのふれあいの場の確保を図ります。
 - ・まち並みの緑の連続性の確保に取り組みます。
 - ・住宅地の緑化を誘導することにより、生物多様性の保全や低炭素社会の実現に貢献します。
 - ・緑化活動やまちづくりと連携して、学校や都市公園などにつながる快適性の高い歩行空間のネットワーク化を図ります。
- 海沿いの市街地の緑の保全
 - ・海浜の緑との一体感のある市街地の緑の質を維持します。
- 商業地の緑の創出
 - ・産業施設と住宅地を分節する緑を配置するとともに、屋上緑化・壁面緑化を誘導して全体的な緑の量の増加につなげます。
 - ・様々なまちづくり事業等と連携して緑化誘導するとともに、歩きながら緑を楽しめる緑のプロムナードの整備に取り組みます。

【取り組みの方向性】

- 市街地の環境や土地利用に応じて、保全すべき緑地の確保の施策、都市公園等の整備の施策、緑化の推進の施策、連携の推進の施策を効果的に組み合わせ、生活環境の快適性の向上につなげます。
- 連携の推進の施策による、市民等が主体となる活動への支援を積極的に展開します。

(2) 施策展開の方針

【保全すべき緑地の確保の施策】

○暮らしを支え豊かにする緑の保全

- ・緑地保全に係る法制度の適用により、市レベルで重要な市街地の背景をなす緑や河川沿いの緑の一体的な保全を図ります。
- ・身近な緑への市独自の制度の適用や市民等が主体となるまちづくり計画と連携した緑地保全の取り組みなどにより、暮らしを支え豊かにする緑として、身近な緑である既存樹林・屋敷林・社寺林などの保全を図ります。

【都市公園等の整備の施策】

○都市公園の整備・再整備

- ・都市公園を暮らしの緑の拠点にふさわしい空間として整備します。

【緑化の推進の施策】

○暮らしの快適性を高める緑の創出

- ・緑の創出に係る法制度の適用や市民等が主体となる緑化活動などにより、低炭素社会の実現、ビオトープ・ネットワークの形成などにつながる質の高い市街地の緑を創出します。
- ・河川や道路を対象とする快適な歩行空間づくりを推進します。

【連携の推進の施策】

○市民等との連携

- ・市民等が、自らの素敵な暮らしを支える緑の創造の担い手となる事業を展開し、市街地の緑化を推進・誘導します。

(3) 事業展開の方針

○保全すべき緑地の確保の施策では、市独自の制度(条例等)である、保存樹林制度、緑地保全契約などの制度を活用するとともに、市民等が主体となった緑地保全を含むまちづくりの提案等の状況に応じて、暮らしを支え豊かにする緑の永続的な保全につながる事業を展開します。

○都市公園等の整備の施策では、街区公園の整備・再整備などの身近な都市公園の充実に係る事業を展開します。

○緑化の推進の施策では、緑化地域制度など、市街地の緑の創出と緑化の永続性の確保につながる法制度による指定とともに、市民等が担い手となる緑化事業を積極的に推進します。

○連携の推進の施策では、緑のレンジャーの活動の充実や市民等が主体の緑化推進団体などによる緑地の保全及び管理、市民等による緑化活動への支援であるまち並みのみどりの奨励事業などを推進します。

3-4 交流とふれあいを広げる緑の施策

(1) 施策の目的と方向性

【目的】

○市民等の多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場を整えるとともに、来訪者に対しては、鎌倉の自然・歴史文化とのふれあいが楽しめる場を整備します。

【緑の配置の方針】

○身近な生活空間での交流・活動の場の充実

- ・身近な生活空間で幅広い交流活動が展開されるよう、街区公園を中心に児童遊園・青少年広場・学校校庭などで構成される、交流・活動の場のネットワーク形成を図ります。
- ・大船地域、深沢地域の市街地では、まちづくり計画に合わせた、新しい鎌倉市の交流拠点となる都市公園等を整備します。

○自然・歴史文化とのふれあいの場の保全・整備

- ・旧華頂宮邸・扇湖山荘・史跡永福寺跡・史跡北条氏常盤亭跡・御谷などの歴史文化資源を有する土地を、将来的に都市公園等として整備します。
- ・緑の資源でもある様々な祭事やイベントの行われる緑地空間、その背景となる緑地の保全を図ります。

○歩行空間のネットワーク形成

- ・既設のハイキングコース・かまくらの道・市民健康ロード・河川沿いのプロムナードなどの設定されている遊歩道をもとに、歴史文化遺産などの緑の資源を結び、周辺地域ともつながる、歩行空間のネットワークの形成を図ります。

【取り組みの方向性】

- 都市公園等の整備の施策を主体として、都市公園や遊歩道等を整備し、自然や歴史文化とのふれあいの場の形成につなげます。
- 既設のハイキングコース等に加え、緑のネットワークを形成する、広域的に設定したトレイルを活用するなどし、歩行空間のネットワーク形成につなげます。

(2) 施策展開の方針

【保全すべき緑地の確保の施策】

○都市公園以外の交流・活動の場の整備

- ・伝統的な祭りの背景となり、歴史文化とふれあう緑として、地域の交流とふれあいを広げる空間となっている、社寺境内地や農地の緑の保全を図ります。

【都市公園等の整備の施策】

○個性ある都市公園づくり

- ・自然・歴史文化とのふれあいの場の整備では、それぞれが景観資源・観光資源ともなる、鎌倉市の資源を最大限に活かした特色ある公園づくりを目指します。
- ・将来的な都市公園整備をめざす歴史文化資源や、鎌倉中央公園・鎌倉広町緑地・夫婦池公園・六国見山森林公園・散在ガ池森林公園などを歴史教育・自然環境教育の場として積極的に活用します。
- ・青少年広場等の都市公園以外の施設緑地を適切に整備・管理します。
- ・公有地化の進んだ地域制緑地等の交流とふれあいの場としての活用を検討します。

○交流とふれあいの場の質の充実

- ・都市公園等のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、供用開始後相当の期間が経過した都市公園や利用環境が変化している都市公園は、市民等との連携のもとに施設内容の改善などの再整備を図ります。
- ・休憩スペースの整備、緑化による修景、眺望ポイントの確保などを行い、歩行空間の快適性の向上を図ります。

【緑化の推進の施策】

○交流とふれあいの場の緑化の推進

- ・交流とふれあいの場として活用されている、公共施設・主要河川・道路などの緑化を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。

【連携の推進の施策】

○広域的な連携

- ・緑地保全・管理に係る広域的な対応の取り組みとして、市域を越える遊歩道等の設定を行います。

○市民等との連携

- ・地域住民との連携により、街区公園や身近な歩行空間の整備・管理を行います。
- ・確保した緑地等における市民等による保全に係る取り組みを支援します。

(3) 事業展開の方針

- 保全すべき緑地の確保の施策では、市独自の緑地保全制度を有効に活用し、都市公園として保全・整備すべき樹林地等の確実な確保につなげます。
- 都市公園等の整備の施策では、整備に加え、既設都市公園の再整備を推進するための事業、指定管理者制度の活用、歩行空間のネットワーク形成につながる遊歩道等の整備を推進します。
- 連携の推進の施策では、市民等が主体となる公園愛護会・街路樹愛護会等の積極的な緑化活動を支援するとともに、緑のレンジャーの活動の充実を図る等により、自然を大切に守り育てるための知識の普及につなげます。

3-5 美しい景観をつくる緑の施策

(1) 施策の目的と方向性

【目的】

○鎌倉市固有の自然と調和した景観を継承し、地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成をめざします。

【緑の配置の方針】

○鎌倉を特色づける自然景観の保全・継承

- ・市街地の背景をなす名越山－衣張山－天台山－源氏山－桔梗山－稲村ヶ崎と、その支線をなす今泉・岩瀬・鎌倉山・広町にかけての丘陵尾根部の自然景観を保全・継承します。
- ・市街地の南に面して広がる、海岸線の自然景観を保全・継承します。
- ・鎌倉地域を中心に広がる、古都の歴史的風土を構成する緑を保全・継承します。
- ・JR横須賀線などの車窓からの景観の維持・保全につながる緑地の保全を図ります。
- ・鎌倉らしさや地域の個性を印象づける、谷戸の自然景観、景勝地や眺望地点、緑豊かな住宅地景観、まとまりのある田園景観などの保全を図ります。

○市街地における美しい景観づくり

- ・柏尾川・滑川などの主要河川周辺地域や、若宮大路・その他の主要道路などを対象に、市街地内での緑の景観軸の形成を図ります。
- ・景観軸を包み込む形で、既存樹林・緑豊かな住宅地・都市公園などが分布する、緑豊かな市街地景観の形成を図ります。

【取り組みの方向性】

○鎌倉市景観計画と連携し、保全すべき緑地の確保の施策、都市公園等の整備の施策、緑化の推進の施策、連携の推進の施策を効果的に組み合わせ、魅力ある都市景観の保全・継承につなげます。

(2) 施策展開の方針

【保全すべき緑地の確保の施策】

○自然景観の継承

- ・緑地保全に係る法制度の適用等により、良好な自然的景観を形成する樹林地等の保全の持続性を向上させます。

○樹林地の適正管理

- ・丘陵地については、地域住民の暮らしとの共存と景観面にも配慮した樹林地の適正管理を行い、健全な緑地の景観を維持します。
- ・海岸線の斜面樹林地の保全や緑化により、土地利用と調和した車窓景観の保全を図ります。

【都市公園等の整備の施策】

○景観資源となる都市公園の整備

- ・鎌倉海浜公園・散在ガ池森林公園・六国見山森林公園・鎌倉中央公園・旧華頂宮邸の庭園などを鎌倉市の景観資源となる都市公園として整備します。
- ・景観重要建造物と一体となった都市公園を整備します。

【緑化の推進の施策】

○景観計画と調和した魅力ある市街地景観の形成

- ・歴史的風土保存区域を背景に持つ市街地では、市街地から丘陵への景観の確保や、良好な樹木・樹林の保全などを誘導して、緑と調和した風格ある市街地景観を維持します。
- ・丘陵地や谷戸の住宅地について、周囲の自然景観と調和する緑豊かなまち並みを形成します。
- ・深沢地域国鉄跡地周辺や大船駅周辺では、まちづくり計画に合わせた緑化やオープンスペースの創出を推進し、新しい鎌倉の顔にふさわしい市街地景観を創造します。

【連携の推進の施策】

○広域的な連携

- ・緑地保全・管理に係る広域的な対応の取り組みとして、広域的に重要な緑として、緑地保全に係る法制度の適用を受けるなどしている緑地を適切に保全・管理します。

○国・県との連携

- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、広域的な景観形成にも機能している緑であるという視点に基づき、国・県と連携して適正な役割分担により緑地の保全と質の充実に取り組みます。

○市民等との連携

- ・緑の少ない住宅地や工業地域では、市民・企業等と連携してまち並みの緑化を誘導し、緑の連続性を向上させます。

(3) 事業展開の方針

- 保全すべき緑地の確保の施策では、歴史的風土特別保存地区等の緑地保全に係る法制度、市独自の制度により、都市環境を支える緑地の一体的な保全を図ります。
- 都市公園等の整備の施策では、鎌倉らしい景観を構成する斜面緑地等を、風致公園、都市緑地などの都市公園として保全・整備するなどにより景観資源づくりを推進します。
- 緑化の推進の施策では、緑化地域制度をはじめとした緑の創出に係る制度の指定とともに、緑の景観軸の形成につながる公共施設の緑化事業を展開します。
- 連携の推進の施策では、かまくら景観百選の選定や市民・企業・NPO 団体など多様な主体との連携による市街地の緑化を推進・誘導します。

3-6 環境負荷を和らげる緑の施策

(1) 施策の目的と方向性

【目的】

- 広域的な都市環境負荷の調節に寄与している丘陵樹林地の適正な保全・管理や、市街地における緑化の推進などにより、地球温暖化防止等に寄与する都市環境づくりを推進します。

【緑の配置の方針】

○骨格的な緑地の保全

- ・鎌倉市の都市環境を支え、その環境を穏やかなものにしていく、丘陵尾根部の衣張山・大平山・源氏山や、この主軸から広がる大町・岩瀬・台峯・常盤・鎌倉山・手広などのまとまりのある樹林地や、海岸線の緑地の保全を図ります。

○地球温暖化防止に寄与する市街地の緑化の推進

- ・柏尾川等市街地を流れる主要河川の周辺地域を対象に、厚みのある緑を持った環境軸を形成します。
- ・大船地域、深沢地域では、まちづくり基本計画の主要道路・河川等を活かした環境軸の創造、土地利用転換に合わせた緑の確保、建築物の屋上や壁面の緑化など、多様な空間を活用して地球温暖化防止に寄与する緑化を推進します。
- ・鎌倉地域では、若宮大路を中心として、海と山をつなぐ緑の環境軸の維持・創造を推進します。
- ・河川・道路・学校・都市公園などの公共施設の緑化を推進します。
- ・屋敷林や既存樹林の保全、集合住宅地でのまとまりのある緑の創造、工場事業所用地の緑化、住宅敷地の緑化などにより、市街地全体の緑の量・質を向上させます。

【取り組みの方向性】

- 保全すべき緑地の確保の施策、緑化の推進の施策、連携の推進の施策を効果的に組み合わせ、地球温暖化防止に向け、低炭素社会の実現・ヒートアイランド現象の緩和につなげます。

(2) 施策展開の方針

【保全すべき緑地の確保の施策】

○緑地の永続性の確保

- ・地球温暖化防止に寄与する低炭素化の効果の評価対象となる緑は、公的空間の緑地を主体に、緑地保全に係る法制度等により永続性が確保されたものが対象となることから、保全すべき緑地について緑地保全に係る法制度の適用を図ります。

○樹林地等の適正管理

- ・樹林地については、樹木の二酸化炭素吸収固定能力の維持向上につながる間伐や複層林の形成など、適

正な管理を行って樹林地の荒廃を防ぎ、その質を充実させることにより、環境負荷調節機能を維持・向上させます。

【都市公園等の整備の施策】

○都市公園による良好な自然環境の確保

- ・二酸化炭素吸収固定の向上への寄与が見込まれる、良好な自然環境を有する一定のまとまりを持つ緑地を都市公園として確保を図り、自然とのふれあいの場として活用しつつ、その良好な自然環境を保全します。
- ・良好な維持管理が二酸化炭素吸収固定等、都市環境の維持向上に寄与することが期待できる市有緑地を、都市緑地等の都市公園として整備・活用し、その環境の維持向上を図ります。

【緑化の推進の施策】

○市街地での高木植栽の誘導

- ・二酸化炭素の吸収量を増加させる観点からは、高木植栽が有効であるため、市街地の緑化では、高木植栽を誘導する一方、学校校庭の芝生化など、公共施設並びに民有地の緑化を推進します。

【連携の推進の施策】

○広域的な連携

- ・市域を越えて、緑地保全に係る法制度の適用等を受けている、あるいはその可能性を持つ緑地を適切な連携により保全し、広域的な都市環境負荷調節機能を維持向上します。

○国・県との連携

- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、首都圏での広域的な都市環境負荷調節に機能していることから、国・県とも連携して適正な役割分担による緑地の質の充実に取り組みます。

○市民等との連携

- ・都市環境負荷の調節につながる市街地の緑化は、市民等との連携を前提として推進します。

(3) 事業展開の方針

○保全すべき緑地の確保の施策では、まとまりのある緑地の永続性を確保する、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区等の緑地保全に係る法制度の適用・市独自の制度の活用に加え、確保緑地の適正整備事業などの二酸化炭素吸収固定能力の維持向上等、緑地の質の充実に向けた事業を展開します。

○都市公園等の整備の施策では、都市緑地の整備など、緑地の永続性の確保により二酸化炭素吸収固定能力の向上への寄与が見込まれる事業を展開します。

○緑化の推進の施策では、緑化地域などの緑の創出に係る法制度の適用、及び市民等自らが担い手となる緑化事業を積極的に推進し、緑化重点地区などを対象に、地球温暖化防止に寄与する緑化を展開します。

○連携の推進の施策では、緑地協定制度やまち並みのみどりの奨励事業などによる、市民等による身近な緑地の保全並びに市街地の緑化を推進・誘導し、地球温暖化の防止等に寄与する取り組みを支援します。

3-7 安全を高める緑の施策

(1) 施策の目的と方向性

【目的】

○土砂災害の発生防止や大規模地震発生時の被害の拡大防止、市民や来訪者の安全な避難に結びつく緑地を保全・創出します。

【緑の配置の方針】

○土砂災害の発生防止につながる緑の保全

- ・景観面にも配慮した安全対策を講じつつ、土砂災害の発生の危険性を持つ場所の斜面樹林地の保全を図ります。

○延焼防止機能を持つ緑の確保

- ・市街地を平面的・立体的に分節し、延焼防止機能を持つ丘陵樹林地や、玉縄地域のまとまりのある農地、連続性を持つ斜面樹林などの保全を図ります。
- ・柏尾川・滑川等の主要河川や主要道路を中心に、延焼防止機能を持つ緑地帯の形成を図ります。

○災害時の避難場所となる緑・オープンスペースの確保

- ・広域避難場所やミニ防災拠点となる都市公園・学校校庭等での防災機能を向上させる緑化を推進します。
- ・避難場所の充実を図るため、広域避難場所やミニ防災拠点を補完する、街区公園の整備や生産緑地地区の指定を推進します。
- ・観光客が集中する鎌倉地域では、都市公園・学校・社寺境内地等の緑・オープンスペースで構成される、きめ細かな避難地ネットワークの形成を図ります。
- ・鎌倉・大船・深沢地域の市街地では、まちづくり計画等に合わせて避難路機能を持つオープンスペースの創出により、緑と結びついた避難地・避難路のネットワークを形成します。

【施策展開の方向性】

- 保全すべき緑地の確保の施策、都市公園等の整備の施策、緑化の推進の施策を効果的に組み合わせ、安全性の高い都市構造の形成につなげます。

(2) 施策展開の方針

【保全すべき緑地の確保の施策】

○丘陵樹林地の保全と適正管理

- ・緑地保全に係る法制度の適用等により、土砂災害の危険性を有する緑地や延焼防止機能を持つ緑地を保全し、適正な整備・管理を誘導します。
- ・斜面樹林地を適正に管理し、土砂の流出防止機能を向上させます。

【都市公園等の整備の施策】

○避難地機能の向上

- ・広域避難場所・ミニ防災拠点として指定地や、一時避難場所となる身近な都市公園等に対して、防火機能を向上させる植栽を行い、避難地としての機能を向上させます。

【緑化の推進の施策】

○延焼防止機能を持つ緑地帯の形成

- ・主要河川や道路の構造に合わせて延焼防止機能を持つ植栽地を設けるとともに、周辺部の緑化を誘導します。

【連携の推進の施策】

○広域的な連携

- ・緑地の保全・管理に係る広域的な取り組みとして、市域を越えて、緑地保全に係る法制度の適用等を受けるなどしている緑地の適切な連携による保全を図り、都市の安全性を向上させます。

○国・県との連携

- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、広域的な土砂災害等の防止にも機能していることから、国・県とも連携して適正な連携により緑地の質の充実に取り組みます。

○市民等との連携

- ・市民等多様な主体との連携により、安全性を向上させる緑地の保全・維持管理や市街地の緑化を推進します。

(3) 事業展開の方針

- 保全すべき緑地の確保の施策では、歴史的風土特別保存地区、保安林などの緑地保全に係る法制度と、急傾斜地崩壊危険区域などの関連制度を適切に運用するとともに、市独自制度により土地所有者を支援し、樹林地の安全を向上させる事業を展開します。

- 都市公園等の整備の施策では、街区公園をはじめとした都市公園等の適正な配置、広域避難場所として指定されている風致公園、地区公園などの更なる充実につながる事業を展開します。

- 緑化の推進の施策では、風致地区・開発事業区域における適切な緑化、緑の創出に係る法制度の適用による緑の創出に係る事業を充実し、防災機能の向上につながる公共施設の緑化事業を展開します。

- 連携の推進の施策では、国・県や緑のレンジャーを中心とした市民等との連携により、土砂災害等の発生防止につながる緑地の維持管理等の質の充実に向けた取り組みを推進するとともに、市街地の延焼防止に寄与する、市民等が主体となる市街地の緑化を支援します。

4 計画推進のための施策

4-1 計画推進のための施策と制度・事業

4-1-1 保全すべき緑地の確保

○施策の目標

- ・ 古都鎌倉の歴史・文化遺産と融合した緑地の保全を図ります。
- ・ 豊かな自然環境の保全による、生物多様性の保全に配慮した健全な生態系の維持・向上を図ります。
- ・ 美しい自然景観の保全による、風格ある都市景観の形成を図ります。
- ・ 緑地の適正な保全による、都市の環境負荷調節機能や防災機能の維持・向上を図ります。

4-1-2 都市公園等の整備

○施策の目標

- ・ 都市公園等の適正な整備に努め、市民等や来訪者に多様な緑とのふれあいの場を提供します。
- ・ 歩いて行ける範囲内に、市民のニーズに沿った身近な交流の場の整備を推進します。
- ・ ヒューマンスケールの都市特性をいかした、遊歩道等の整備に努めます。
- ・ 都市公園の管理運営にあたっては、パーク・マネジメントの考え方に立って、多角的な視点による事業実施に取り組みます。

4-1-3 緑化の推進

○施策の目標

- ・ 市街地の緑を豊かにし、風格と魅力のある都市景観の形成を図ります。
- ・ 市民・企業・NPO等との連携による、都市の安全性や快適性を向上させる緑の創造を図ります。
- ・ 市民等の多様な主体による自主的な緑化等の活動を誘導・支援します。

4-1-4 連携の推進

○施策の目標

- ・ 緑の将来都市像を市民等と共有し、市民・企業・NPO・来訪者等の多様な主体との連携をめざします。
- ・ 確保した緑地や都市公園等において、多様な主体が、多様な取り組みに参加・参画する場を作ります。
- ・ 隣接市をはじめ、関係する都市とその市民等との連携を推進します。
- ・ 古都鎌倉の緑についての知識の普及に努めます。

■施策推進のための制度・事業

・「緑の将来都市像実現のための施策」と「計画推進のための施策」に基づく取り組みでは、すべての制度・事業がすべての施策に関係し、計画実現に向けて機能します。

施策推進のための制度・事業		掲載頁	
緑地保全に係る 法制度の適用等	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	29	
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区		
	風致地区	30	
	特別緑地保全地区		
緑地保全地域			
保安林 ^{※1}			
法制度に基づく 契約・協定等	市町村森林整備計画 ^{※1}	31	
	史跡名勝・天然記念物		
	農用地区域		
	生産緑地地区 ^{※1 ※2}		
市独自の緑地保全等 に係る制度等	市民農園 ^{※1}	32	
	市民緑地契約 ^{※1 ※2}		
	緑地協定 ^{※1 ※2}		
	管理協定		
市独自の緑地保全等 に係る制度等	保存樹木・樹林制度 ^{※1} ・緑地保全契約 ^{※1} ・樹林管理事業	33	
	緑地保全推進地区		
	緑地寄附受け入れ基準 ^{※1}		
緑地保全財源の 確保等	自主的なまちづくりの提案等による緑地保全 ^{※1 ※2}	34	
	緑地保全基金	35	
緑地の質の充実	市民公募債	35	
	確保緑地の適正整備事業		
緑地の質の充実	流域の自然環境調査	36	
	自然保護奨励金交付		
	緑地の管理指針の作成		
	緑地管理の広域的対応の充実		
	開発事業と連携した緑地防災		
	街区公園 ^{※1 ※2}		37
	近隣公園・地区公園 ^{※1 ※2}		
総合公園			
都市公園としての保 全・整備・活用等	風致公園・歴史公園	38	
	都市林		
	都市緑地 ^{※1 ※2}		
	立体都市公園	39	
	景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園		
	借地公園		
その他のオープンス ペースの確保	都市公園の管理	40	
	公園施設の長寿命化に関する計画等の作成 公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理		
緑の創出に係る法制度 の適用等	まちづくり空地の整備	40	
	遊歩道等の整備		
	総合設計制度による公開空地等整備		
緑の創出に係る法制度 の適用等	緑化地域	40	
	風致地区・開発事業区域内等の緑化 ^{※1}	41	
	緑化施設整備計画認定制度 ^{※2}		
公共施設の緑化	道路の緑化 ^{※1 ※2}	42	
	河川環境の整備		
	公共建物等の緑化 ^{※1 ※2}		
	鎌倉山桜並木保存計画 ^{※1 ※2}		
市民等が主体となる 緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	43	
	まちづくり推進地区等での緑化		
	地域提案型の公共施設の緑化 ^{※1 ※2}		
	オープン・ガーデンの支援		

緑化推進団体等の育成と連携	トラスト運動との連携 ^{※3}	44
	緑のレンジャー ^{※1 ※2}	
	公園愛護会・街路樹愛護会 ^{※1 ※2 ※3}	45
	市民緑地愛護会 ^{※1 ※2 ※3}	
緑地管理機構		
古都鎌倉の緑の知識の普及	緑の学校等講習会	46
	緑化窓口の充実	
	学校での環境教育との連携	
	緑の情報提供	
緑に対する意識の高揚	緑化ポスターコンクール等	47
	緑化パンフレット等の配布	
	緑化まつりの開催	
	緑の顕彰制度	

- ※1 保全配慮地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(保全配慮地区の設定による事業の展開は34頁に掲載)
- ・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民等が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※2 緑化重点地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(緑化重点地区の設定による事業の展開は、41頁に掲載)
- ・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民等との連携によるまちづくり事業、市民等が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※3 緑化推進団体の育成による事業の展開に関する制度・事業(緑化推進団体の育成による事業の展開は、45頁に掲載)
- ・財団法人鎌倉市公園協会、財団法人鎌倉風致保存会などの組織の充実を図るとともに、公園愛護会・街路樹愛護会等の民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図るものです。

4-2 制度・事業の内容と方針

4-2-1 緑地保全に係る法制度の適用等

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	
内容	・国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の重要な樹林地部分の指定拡大を要請します。 ・新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。 ・地区内での行為の許可を受けることができず、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、県が土地の買入れを行い、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化による保存・保全を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年(2000年)3月に、歴史的風土保存区域を指定拡大(約33ha) ・平成15年(2003年)10月に、歴史的風土特別保存地区を指定拡大(約3.0ha) <p>※歴史的風土保存区域の指定状況、同特別保存地区の指定実績等については、特定地区(P53)参照</p>

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	
内容	・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、鎌倉市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の重要な緑地の近郊緑地特別緑地保全地区の指定を要請します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏近郊緑地保全法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年(2006年)12月に円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域、約98haを拡大指定(鎌倉市分51ha) ・平成19年(2007年)2月、拡大指定された区域を含む新たな円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が決定 <p>※近郊緑地保全区域の指定状況、同特別保全地区の指定に関する事項については、特定地区(P56)参照</p>

風致地区	
内容	・風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色づける、優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
方針	・鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯緑地の一部)の指定拡大に努めます。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・神奈川県風致地区条例 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年(2002年)4月に、風致地区を指定拡大(約9ha) <p>※風致地区の指定実績等に関する事項については、特定地区(P69)参照</p>

特別緑地保全地区	
内容	・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的保全を図るために、特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	・特別緑地保全地区の候補地とする緑地の指定に向けた取り組みを進めます。 ・10ha以上の規模を有する指定候補地については、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。 ・地区内での行為の許可を受けることができず、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、審査による適正な土地の買入れを行い、これらの優れた自然環境を有する土地の公有地化による保全を図ります。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法 【実績】 ・平成19年(2007年)12月に、寺分一丁目地区(2.3ha)を指定 ・平成20年(2008年)9月に、天神山特別緑地保全地区(5.0ha)を指定 ・平成21年(2009年)9月に、手広・笛田特別緑地保全地区(6.0ha)を指定 ※特別緑地保全地区の指定実績等に関する事項については、特定地区(P62)参照

緑地保全地域	
内容	・里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するために緑地保全地域に指定するものです。
方針	・特別緑地保全地区等の指定候補地としている保全対象緑地の指定に向けた取り組みの中で、制度の活用を検討します。 ・鎌倉市の緑が、首都圏の広域的な緑のネットワークを構成していることを踏まえ、隣接都市の緑との連続性を確保するために制度の活用を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

※歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域等の指定は、必要に応じて国・県や周辺市と連携して推進、関係機関との協議・調整を行います。

保安林	
内容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値づけている森林を保全するものです。
方針	・現在の保安林として指定されている土地について、指定の継続を県に要請します。
備考	【関係法令等】 ・森林法 【実績】 ・土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、保健、風致保安林の約171haを指定(平成21年度末現在)

市町村森林整備計画	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する事項について、森林整備計画を作成するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区等の地域制緑地内の森林です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運用を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法 ・神奈川県森林整備計画 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年(2008年)4月に、鎌倉市森林整備計画書作成

史跡名勝・天然記念物指定等	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・記念物のうち重要なものを史跡名勝または天然記念物に指定する等により、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史文化遺産を保護して次代に継承するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の拡大を図ります。 ・市民等と一体となって、関係機関と連携し、世界遺産登録に向けた取り組みを進めます。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡2件(仏法寺跡、一升榭遺跡)を新たに指定 ・国指定史跡10件(法華堂跡、冷泉為相墓、建長寺境内、朝夷奈切通、化粧坂、瑞泉寺境内、忍性墓、名越切通、永福寺跡、北条氏常盤亭跡)について、指定区域を拡大

農用地区域	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点形成の一団の農地を保全するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域の指定により、農地の保全を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律 ・神奈川県農業振興地域整備基本方針 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域約47.9haを指定(平成21年度末現在)

生産緑地地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するものです。 ・将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の継続を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・145箇所、17.9haを指定(平成21年度末現在)

4-2-2 法制度に基づく契約・協定等

市民農園	
内容	・土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めることを目的として、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方針	・土地所有者の協力を得て、整備を行います。
備考	【関係法令等】 ・特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律 【実績】 ・1箇所 3,599㎡の農地を借り、140区画の市民農園を開設(平成18年(2006年)3月)

市民緑地契約	
内容	・都市緑地法に基づき、都市計画区域内の散策や自然観察などに適した要件を持つ緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方針	・関係する施策の進捗状況などを踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用を目指す緑地や保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申し出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法 ・鎌倉市市民緑地設置要綱 【実績】 ・平成21年(2009年)12月、鎌倉山二丁目1号市民緑地を締結 ・平成22年(2010年)2月、七里ガ浜東五丁目1号市民緑地を締結

緑地協定	
内容	・住民自身による良好な市街地環境の形成を目的として、緑地協定を締結しようとする土地の所有者・借地権者又は開発事業者等が緑地協定を定め、市長が認可するものです。
方針	・緑地協定の締結に努め、風格ある鎌倉市の都市景観を特色づける、住宅地の豊かな緑を保全します。 ・保全配慮地区等との連携を視野に、活用を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

管理協定	
内容	・都市緑地法に基づき、緑地の適正管理を目的として、緑地保全地域、特別緑地保全地区、及び近郊緑地保全区域・同特別保全地区内の緑地を対象に、管理できない土地所有者に代わり地方公共団体又は緑地管理機構が所有者と協定を締結するものです。
方針	・特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定状況を踏まえて、活用を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

4-2-3 市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に機能する美観的に優れた樹林・樹木・生垣を保全するものです。 ・緑地保全契約は、秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て緑地保全契約を締結し、緑地を保全するものです。 ・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で、除伐・枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用します。 ・現行の保存樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業を、所有者が「緑地の管理に係る奨励金等の交付」と「市による所有地の維持管理」等として選択することができる制度とする等、効果的な制度運用の方向性を検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例 ・鎌倉市緑地保全事業推進要綱 ・鎌倉市樹林の管理に関する要綱 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林等は、平成 21 年度末現在、367 本の保存樹木、302.4ha の保存樹林、11,751 m² の保存生け垣を指定 ・緑地保全契約は、平成 21 年度末現在で、141 件、73.19ha を締結 ・樹林管理事業は、毎年、枝払い等を実施

緑地保全推進地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた活用を進めます。 ・法制度適用に伴う緑地保全推進地区の取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行いません。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年(2005 年)3 月までに指定した 7 地区(約 36.35ha)のうち 5 地区を、近郊緑地保全区域、都市公園、特別緑地保全地区として保全

緑地寄附受け入れ基準(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の所有者からの寄附の申し出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後想定される個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対する基準等を定めます。 ・国・県が保全主体である緑地の寄附の受け入れについて、県に要請します。
備考	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市は、平成 19～21 年度で、8 箇所、1.38ha の寄附を受け入れ ・神奈川県は、平成 19～21 年度で、4 箇所、0.88ha の寄附を受け入れ

市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民等との連携による緑化・緑地保全の取り組みとして、地域住民が一定の合意の下に緑化や緑地保全を含むまちづくりの提案等(都市計画法に基づく地区計画、都市緑地法に基づく緑地協定、鎌倉市まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画等)を行うものについて、自主的な緑化への支援をするとともに、手続きを経た上で、当該緑地を保全すべき緑地とすることを検討するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしを支え豊かにする緑の確保、生き物を育む緑のネットワーク形成に寄与させるため、新たな取り組みとして運用をめざします。 緑地については、市民等が主体となった維持管理を原則とします。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 都市緑地法 鎌倉市まちづくり条例 等 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度末までに、8 箇所地区計画が定められています。 平成 21 年度末までに、11 地区で自主まちづくり計画が提案されています。

保全配慮地区の設定による事業の展開	
<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民等が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。 	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の地区(将来の緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を妨げないものです)の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力のもとに、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 ※保全配慮地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、市民の協力のもとに条例等による保全措置などを図る地区を緑の基本計画において設定するもので、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全を目指す緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。 市民等の自主的なまちづくりの取り組みとの連携を視野に入れた事業の展開を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年(2006 年)7 月、緑の基本計画の改訂策定により、9 地区を設定 ※保全配慮地区の設定に関する事項については、特定地区(P78)参照

4-2-4 緑地保全財源の確保等

緑地保全基金	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく、制度・事業の対象地などに対して、緑地保全基金を活用した土地の買入れを行うなどすることにより、良好な樹林地の永続的な保全をめざすものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れを行います。 ・法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・累計積立総額は 13,417,441 千円、使用総額が 11,067,379 千円(平成 21 年度末現在)。 ・土地の買入れ総面積は 65.87ha(平成 21 年度末現在)。

市民公募債	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績を踏まえ、今後も必要に応じた活用を検討します。
備考	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年(2003 年)12 月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額 20 億円)を発行

4-2-5 緑地の質の充実

確保緑地の適正整備	
内容	・緑の基本計画のリーディング・プロジェクトである「緑の質の充実」の考え方に沿って、保全を目的に確保した緑地を適正に整備して、未来に誇れる価値ある緑の創造をしていくものです。
方針	・確保した緑地の適正な維持・管理の充実を図ります。 ・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に、適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組みます。

流域の自然環境調査等の推進(検討)	
内容	・流域生態系の保全・再生に向けた取り組みを効率的に推進するため、その基本データとなる流域の自然環境の実態を把握するために調査を行うものです。
方針	・平成 15 年 3 月にまとめた自然環境調査とその調査実績を踏まえ、「種の地域性に配慮した自然環境の保全・回復」をめざした自然環境調査地等を実施する方針を示します。 ・生物の生息生育環境の向上に係る取り組みを推進します。

自然保護奨励金の交付	
内容	・自然環境を保全するために、地域制緑地等の指定地内の交付対象地(山林・原野・池沼)所有者に、自然保護奨励金交付要綱に基づき、神奈川県が奨励金を交付するものです。 ・鎌倉市に関連する交付対象地は、「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「風致地区」「保安林」です。
方針	・県との連携による事務を行います。
備考	【関係法令等】 ・自然保護奨励金交付要綱 【実績】 ・平成 21 年度は、92 件(合計面積 280ha)に対して奨励金を交付

緑地の管理指針の作成(検討)	
内容	・緑地の質の充実をめざした管理指針を作成し、保全すべき緑地の管理の充実を図るものです。
方針	・生物多様性保全の機能、景観計画及び緑地の機能を損なわない範囲での活用との一体性に配慮した、緑地の管理指針と保全管理プログラムを作成します。

緑地管理の広域的対応の充実	
内容	・国・県との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方針	・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。 ・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。

開発事業と連携した緑地防災(検討)	
内容	・開発事業に伴い、事業者が区域に隣接する緑地に対して、土地所有者の理解を得て、植生更新・除伐・枝払いなどの防災措置を行うことにより、将来の緑地所有者の管理軽減、事業完了後の居住者の安全確保の向上、市街地に隣接する緑の保全を図るものです。 ・土地所有者及び開発事業者に防災措置を義務付けるものではありません。
方針	・新たな事業として、誘導方針の作成に取り組みます。

4-2-6 都市公園としての保全・整備・活用等

街区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、最も身近な都市公園です。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 ・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを図ります。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくりの計画に合わせて、配置・整備を行います。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末現在、226公園(20.8ha)の街区公園を整備供用 ・平成18～21年度に、山崎ひめしゅら公園、大船なんてん公園など16公園を供用開始

近隣公園・地区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 ・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。 ・岩瀬下関青少年広場を、防災機能を持った近隣公園として整備します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末現在、源氏山公園、笛田公園の2公園を地区公園として供用

総合公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園を総合公園として整備します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末現在、鎌倉海浜公園(7.0ha分)を総合公園として供用

風致公園・歴史公園	
内容	・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方針	・(仮称)山崎・台峯緑地のうち鎌倉中央公園(風致公園)拡大部分の整備に取り組みます。 ・(仮称)腰越2号緑地、散在ガ池森林公園(拡大候補地)、旧華頂宮邸、夫婦池公園、扇湖山荘等を風致公園として整備します。 ・永福寺跡、北条氏常盤亭跡、御谷を将来的に歴史公園として整備します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成21年度末現在、散在ガ池森林公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、夫婦池公園の4公園(合計面積約50.0ha)を風致公園として供用

都市林	
内容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方針	・鎌倉広町緑地を都市林として整備します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成17年(2005年)6月、鎌倉広町緑地(面積48.1ha)を都市計画決定

都市緑地	
内容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方針	・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置づけるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、都市公園としての整備・供用を図ります。 ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地を都市緑地として整備します。 ・(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地として整備します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 【実績】 ・平成21年度末現在、浄明寺緑地など6箇所、面積6.19haを都市緑地として供用 ・平成21年(2009年)12月、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)を都市計画決定

立体都市公園	
内容	・土地の効率的な利用が求められる地域において、土地の有効利用を図るとともに都市公園を効率的に整備することを目的とした制度です。都市公園の地下の有効利用や人工地盤・建築物の上部における都市公園の設置を可能とするものです。
方針	・立体都市公園の設置の可能性を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法

景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 ・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、登録有形文化財の指定等とも連携して、旧華頂宮邸、扇湖山荘を都市公園として整備します。 ・これ以外のものについては、新たな景観重要建造物指定との連携により進めます。
備考	【関係法令等】 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法

借地公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
備考	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度、梶原六本松公園を整備 【関係法令等】 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法

公園施設の長寿命化に係る計画作成(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進展に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・改築などの長寿命化対策を計画的に行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して対策を進めます。

公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の管理運営の改善と改革を目的として、公園施設の設置や管理への地域住民の参画などのニーズの高まりを踏まえ、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO法人・中間法人等を広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備する公園についても活用を検討します。 ・指定管理者制度による公園管理を行います。
備考	【関係法令等】 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度より指定管理者制度を導入 ・平成20年度に、平成21～26年度の指定管理者を選考

4-2-7 その他のオープンスペースの確保

まちづくり空地の整備	
内容	・鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。
方針	・まちづくり空地の設置を誘導します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等に関する条例 【実績】 ・平成 19～21 年度で、まちづくり空地 9 箇所を設置

遊歩道等の整備	
内容	・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能をもたせます。 ・楽しく歩ける鎌倉市のまちづくりに向けて、既設のハイキングコースに加え、丘陵地の山道や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方針	・市内を流れる河川周辺のプロムナード化の推進など、既設のハイキングコースに加え、都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源とのつながりを考慮した、歩くルートのネットワーク形成を図ります。 ・都市計画道路等の整備に合わせた、歩道の整備・充実を図ります。
備考	【実績】 ・平成 16～21 年度で、19 箇所、2,146mの歩道を整備・充実

総合設計制度による公開空地等整備	
内容	・都市計画法、建築基準法に基づき、オープンスペースの確保による良好な都市空間の誘導市街地環境の整備・改善を目的として、総合設計制度により公開空地等を整備するものです。
方針	・制度の適正な運用を行います。
備考	【関係法令等】 ・都市計画法 ・建築基準法

4-2-8 緑の創出に係る法制の適用等

緑化地域	
内容	・都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけるものです。
方針	・都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区を中心に、緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進めます。 ・市街化区域での敷地面積 300 ㎡以上の建築物を対象とします。 ・緑化率の最低限度は、近隣商業地域・商業地域が 10%、その他の市街化区域が 20%とします。 ※緑化地域の指定等に関する事項については、特定地区(P70)参照
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内容	・風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方針	・緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。 ・関係する制度との調整を行い、緑化対象地が得られない場合などへの対応として、開発事業に伴う緑化の適用拡大を検討します。
備考	【関係法令等】 ・神奈川県風致地区条例 ・鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等に関する条例 【実績】 ・平成 18～21 年度に、開発事業区域内で 191 件の緑化指導を実施

緑化施設整備計画認定制度	
内容	・民間の建築物の屋上、空地などの敷地内を緑化する計画を市町が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。
方針	・緑化地域及び緑化重点地区での活用を図ります。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

緑化重点地区の設定による事業の展開	
<p>・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民等との連携によるまちづくり事業、市民等が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。</p>	
内容	・緑化地域以外で、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、緑化に対する住民の意識が高い地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定めて、公共公益施設の緑化などの緑化施策を講じるものです。 ※緑化重点地区は、地区の設定により、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。 ※将来的な緑化地域の重複は妨げないものです。
方針	・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」「鎌倉駅周辺地区」「大船駅周辺地区」を緑化重点地区として設定し、まちづくり事業等と連携した取り組みを推進します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法 【実績】 ・平成 18 年 7 月、緑の基本計画改訂時に、「深沢地域国鉄跡地周辺地区」「鎌倉駅周辺地区」「大船駅周辺地区」の 3 地区を緑化重点地区に設定

4-2-9 公共施設の緑化

道路の緑化	
内容	・公園、河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。
方針	・今後の都市計画道路などの整備に合わせ、景観計画に配慮した緑化を行います。
備考	【実績】 ・平成 18～21 年度で、448 本の樹木を植栽

河川環境の整備	
内容	・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方針	・鎌倉市が管理する準用河川及び雨水幹線などについて、今後の河川整備の方針を定めた鎌倉市雨水排水整備基本計画を基に、治水の機能を確保しつつ、景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
備考	【実績】 ・扇川での多自然川づくりを実施 ・砂押川桜保全・再生計画の策定と実施

公共建物等の緑化	
内容	・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地、都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方針	・全ての公共建物敷地等を対象に、敷地規模や施設の特徴に合わせ、景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による市街地の緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業を活用した校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が 30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備に合わせた緑化を推進します。
備考	【実績】 ・平成 18～21 年度で、1,193 本の樹木を植栽

鎌倉山桜並木保存計画	
内容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病虫害の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。
方針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行います。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉山桜並木保存計画 【実績】 ・平成 6 年度以降、枝下し等の管理行為を実施

4-2-10 市民等が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度です。 ・市民の緑化活動に対する助成については、生垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても助成の対象としています。 ・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率 1/2)します。 ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実を図ります。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例によるまちづくり推進地区・自主まちづくり計画策定地区、鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に、26 件、植栽延長 276.4m について補助金を交付

まちづくり推進地区等での緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」などでの緑化を誘導するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例によるまちづくり推進地区・自主まちづくり計画策定地区、鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で緑化の取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱、鎌倉市まちづくり条例 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度末現在、上記の補助の対象としている地区は 19 地区

地域提案型の公共施設の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまなまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、景観計画に配慮して行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。

オープン・ガーデンの支援(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまち並み景観の創造の一環として、市民等が庭や敷地を自主的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等による、暮らしを豊かにする緑化活動としての支援を検討します。

4-2-11 緑化推進団体等の育成と連携

トラスト運動との連携	
内容	・財団法人鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるものです。
方針	・トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年(2006 年)1 月、(財)鎌倉風致保存会が近郊緑地保全区域内の旧十二所果樹園部分の緑地(約 5.0ha)を取得 ・平成 22 年(2010 年)2 月、かながわトラストみどり基金が、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分の一部(1,227 m²)を取得することを決定

緑のレンジャー	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・確保した緑地の維持管理に対し、市民等が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成します。 ・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。 ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。 ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。 ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し、自然観察や各種体験講座を実施します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度のジュニア参加者 23 人、シニア参加者 8 人、自主活動延参加者 266 人

公園愛護会・街路樹愛護会	
内容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」「鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動、街路樹の保護、育成等の活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施します。 ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施するとともに、街路樹等に対する愛護思想の普及を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱、鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱 <p>【実績等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度現在の公園愛護会数は 85 団体、街路樹愛護会数は 21 団体

市民緑地愛護会	
内容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」に基づき、身近な市民緑地の愛護活動を行うための団体を育成するものです。
方針	・設置した市民緑地について、市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱

緑地管理機構 ^{※1}	
内容	・将来的に、公的な緑化推進団体である都市緑地法に基づく緑地管理機構の育成を図り、市指定の特別緑地保全地区指定地や市民緑地契約の締結地内での土地の買入れや管理を行って、良好な樹林地を確保するものです。
方針	・公的な緑化推進団体である緑地管理機構の育成を図ります。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

緑化推進団体の育成による事業の展開	
・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図り、施策の進展に応じ、地域共有の緑を愛護していく団体としての体系化を検討するものです。	
内容	・財団法人鎌倉市公園協会、財団法人鎌倉風致保存会などの組織の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成するものです。 ・連携の推進の一環として、樹林地や身近な都市公園、街路樹などを地域住民が自主的に維持管理している「公園愛護会」、「街路樹愛護会」などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図るものです。
方針	・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、地域の緑化推進団体の育成・連携を推進します。 ・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会、緑のレンジャー、(仮称)緑地愛護会等については、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図る方向性を検討します。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱、鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱 等 【実績】 ・平成 21 年度末現在で、公園愛護会 85 団体、街路樹愛護会 21 団体が登録

4-2-12 緑の知識の普及

緑の学校等講習会	
内容	・緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑化講習会、樹木の剪定講習会などを開催するものです。
方針	・市民ボランティアの技術の向上に向けた各種講習会の充実を図ります。 ・緑の学校・緑のレンジャーの受講修了者等を対象に緑化講習会を実施し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成します。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
備考	【実績】 ・平成 18～21 年度の延受講者数は 546 人

※1 「緑地管理機構」とは、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図るため制度化されたもので、都市緑地法に基づき、緑地の整備・管理に対し一定の能力を有するものとして公益法人の指定を受けることができます。

緑化窓口の充実	
内容	・都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方針	・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。
備考	【実績】 ・平成 18～21 年度の相談件数は 3,236 件

学校での環境教育との連携	
内容	・郷土の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子ども達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会などを実施するものです。
方針	・教育活動との連携に努めます。
備考	【実績】 ・こどもエコクラブ、環境出前教室、酸性雨調査、緑行政に関する説明、山林管理体験等を実施

緑の情報提供の充実	
内容	<p>・緑の基本計画に関する情報提供の仕組みを体系的に充実させるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページなど、これまでの情報媒体活用の充実 ・景観施策との連携の実績に関する情報提供 ・生垣の適正な剪定、庭木の維持管理など生活に密着した情報提供 ・都市公園、保存樹木、オープン・ガーデンなど、地域の緑施策に関する情報提供 ・土地所有者に対しては、緑地保全に係る法制度の指定に伴う土地所有負担の軽減内容、緑地の維持管理支援策などに関する情報提供 ・緑保全に伴う財政負担に関する情報提供
方針	・実績等の公表と情報提供の充実に努めます。
備考	【実績】 ・平成 18 年度以降、各年度における緑政実績をまとめており、平成 20 年度からは「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」として公表

4-2-13 緑に対する意識の高揚

緑化ポスターコンクール等	
内容	・緑化意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木、市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の 50 選の指定などを実施するものです。
方針	・各種のキャンペーンの充実に努めます。 ・現在実施しているポスターコンクール等の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
備考	【実績】 ・平成 21 年度のポスターコンクールの参加は、小学校が 16 校・122 人、中学校が 9 校・192 人



■鎌倉市緑化まつりにおけるポスターコンクールの表彰式

緑化パンフレット等の配布	
内容	・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方針	・緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
備考	【実績】 ・「緑の手引き」「緑の手帳」を緑の学校やレンジャーのテキストとして活用

緑化まつりの開催	
内容	・緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方針	・「鎌倉市緑化まつり」の充実等に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市緑化まつり実行委員会設置要綱 【実績】 ・平成 22 年度までに、鎌倉市緑化まつりを 22 回開催 ・鎌倉市緑化まつりの参加者数は、平成 18 年度 5,000 人、19 年度 2,400 人、20 年度 4,000 人、21 年度 4,100 人



■鎌倉市緑化まつり会場における市民団体等の参加による活動

緑の顕彰制度	
内容	・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方針	・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市表彰規則 他 【実績】 ・平成 21 年度までに、(財)鎌倉風致保存会をはじめ、様々な NPO 団体、地域住民団体が都市緑化基金賞、都市緑化功労賞及び市政功労賞等を受賞